

令和4年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

| | |
|-------------------------------|---|
| 開催日及び場所 | 令和4年6月10日（金） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学 |
| 委員 | 委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） |
| 委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等 | 別添のとおり |

(別添)

議事1 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について

津地家簡裁庁舎新宮建築工事

- (1) 評価結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

同じ会社から防音対策に関する類似した二つの提案が出されたことについて、地下階と地上階とを区別して提案できるような条件設定になっていないか。

【事務局】

そのような条件設定にはしていない。

【委員】

西面の防音壁の仕様が一部異なっているものの、基本的には同じ内容であると判断できるため、まとめて一つの提案として評価することで問題ないとする。

【委員】

以前から BIM に関する提案は出されてきたが、現状では BIM の使用は一般的なことであり、今後も踏み込んだ使用の提案でなければ加点評価しないものと考えてよいか。

【事務局】

BIM の使用が一般的であるとまでは言い切れないが、大企業においては概ね導入されているとの統計結果もあることから、より高度な使用方法に対して加点するという考えで評価したものである。

【委員】

初歩的な使用方法と高度な使用方法とで差別化を図り、高度な使用方法について加点評価するという判断について異論はない。ただし、今回は複数者から BIM に関する提案が出されたが、今後、BIM に関する提案が 1 者のみで、かつ初歩的な使用方法での提案が出されることも予想される。その場合には、共通認識のもとに評価方法を整理して判断することが必要と考える。

【事務局】

南面の外壁は庇の取付けが複雑であるが、BIM のより進んだ使い方として施工精度の向上に繋がる提案が出されたことで、テーマ設定としては成果があったと考えている。今後、委員の意見に該当するような提案が出された場合の対応について、指摘の点を踏まえて検討したい。

【委員】

議事1の評価結果について問題ないものとする。

議事2 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO以外)の評価結果について

津地家簡裁庁舎新宮電気設備工事

- (1) 評価結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

パテ脱落防止の提案について、そもそもパテの脱落は頻繁に起こるものなのか。また、耐用年数はどの程度なのか。

【事務局】

経年劣化により脱落することが想定され、耐用年数は概ね10年程度と考える。

【委員】

何らかの原因で内部のケーブルが動くことによりパテが剥離したり、パテそのものが痩せることで脱落することがあるのではないかと。

【事務局】

意見のとおり、劣化による委縮や、地震等による挙動が原因で脱落することが考えられる。

【委員】

樹脂又はプラスチック製の器具と思われるが、図示のようにパテ部分を包み込むように装着することで脱落を防止するものと考えてよいか。

【事務局】

材質は配管材と同じポリプロピレン製であり、図示のとおりの使用となる。なお、紫外線がほとんど当たらないため、器具の劣化はそれほど進行しないものと考えている。

【委員】

全体的な傾向として、新しい技術を導入するというよりも、新しい製品を取り付けるといった提案が多い印象を受ける。

【事務局】

配管配線工事の品質向上という観点から、より高機能の器具の使用や、より効率的に作業を行うための工具の使用に関する提案が多く出されたものとする。

【委員】

新しい製品が徐々に普及していく中で、今回の提案も、いずれは一般的なものになる可能性はあるのか。

【事務局】

パテの脱落防止策は今まで提案されなかったものであるが、今後は一般的に使用されることも想定される。

【委員】

パワーボールの提案について、人力で施工する場合、引っ張るだけでなく反対に押し戻したりして、力を加減しながら敷設するものであるが、この提案では一方的に引っ張るだけのようにも思われるので、力の調整方法について確認したい。もう一点として、資料を見る限りかなり多くのパワーボールを設置するよう思われるが、施工後はそのまま設置することになるのか。

【事務局】

パワーボールは施工時のみの設置となる。提案にある資料はかなり大規模な工事でのものであり、今回工事においては単体で使用するものと考えている。力の調整方法については、複数のパワーボールを使用する場合は制御盤による調整を行うことになり、単体装置での使用においても過負荷防止機能による調整が可能である。

【委員】

価格競争の幅が狭まる中で、単に新しい器具を使用することで高い評価を得ることが提案の主流になるのではないかと危惧するものである。総合評価である以上、新しい器具による提案が出されることは今後も想定されることではあるが、提案の多くがその方向に偏ったものになる可能性もあるため、中長期的に注視していく必要があると考える。

【委員】

議事2の評価結果について問題ないものとする。

議事3 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO以外)の評価結果について

津地家簡裁庁舎新営機械設備工事

- (1) 評価結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

部材のプレハブ化が品質向上につながるという論法について説明されたい。

【事務局】

環境が整備された工場において多くの作業を進めることにより、精度の高い品質が確保できるものと考えている。

【委員】

防振支持に関する提案について、標準案では65A以上の配管について採用するところ、50A以上の配管について採用するというところでよいか。

【事務局】

配管のサイズを拡大するだけでなく、機械室内のみに限定した使用範囲を庁舎全域に拡大するという提案である。

【委員】

品質向上として有効な提案と思われるが、仮に、オーバースペックではないかとの疑義が出された場合はどう回答することになるのか。

【事務局】

65Aより小さい配管においても振動は生じるものであり、より広範囲の配管に防振対策を講じることで、建物としての品質向上につながるものと判断した旨を伝えることになる。

【委員】

この提案が品質向上につながり、結果的に良いものが調達出来ることは理解できる。ただ、この提案を積極的に評価した場合、オーバースペック競争に繋がる可能性を危惧するもので

ある。より良い品質のものを調達することと同時に、公正な競争を担保することも我々の役割であり、過当競争にならないよう留意して評価すべきものとする。

【委員】

オーバースペックの判断の目安として、65Aと50Aの量的な把握が必要と考えるため、確認しておいてもらいたい。

【事務局】

オーバースペックか否かの線引きについて、今後の評価の中で検討していきたい。

【委員】

冷温水配管の腐食防止策として水中の酸素を低減させる提案について、設置する脱酸素装置の耐用年数と更新費用について確認したい。また、酸素が少ない水を供給することで問題が生じることはないのか確認したい。

【事務局】

冷温水配管の耐用年数は20年から30年と考える。空調用の水は冷温水配管内で常に循環しているものであり、飲料用に使うことはないため酸素低減による問題はないと考える。

【委員】

提案資料からすると、脱酸素装置はかなりの台数が必要と思われるが、費用対効果の観点から、装置そのものの耐用年数と更新時にかかる費用について確認したい。

【事務局】

脱酸素装置は施工時にのみ設置し、酸素を低減させた後は取り外すことになる。その後、酸素を低減させた水が配管内を循環することになる。

【委員】

同じ水を使用し続けることになるのか。

【事務局】

点検等により水を補充することはあるが、基本的には同じ水を使用し続けることになる。

【委員】

社名が判別できる提案が出されたことについて、公平性の観点からその提案は評価対象としないことに異論はないが、どのような経緯で判明したのか確認したい。

【事務局】

提案の説明図表の中に社名が判別できる記載があったが、評価者に渡される前の確認で判明したものであり、評価者はこの資料を除外した上で評価を行っている。

【委員】

意図的ではないにしても、以前にも議論したことであり、申請者には留意してもらいたいところである。

【委員】

社名を伏せた状況で評価するのが当然であり、当該箇所を除いて評価することに異論はない。ただし、以前にも審議したことであり、特許を保有している会社から、自社の特許に関連した提案が出された場合、社名を完全に伏せることは困難であること、また特許の取得

は会社の技術力の証であることを踏まえ、評価者が社名を推測できないことを前提として、評価の対象とすべきものとする。

【委員】

今の意見のとおり、自社の特許に関連した提案の取り扱いについては留意する必要がある。なお、今回のケースは意図的なものではなく不注意によるものと思われるため、当該箇所を除いた上での評価で問題ないとする。

議事3の評価結果についても問題ないものとする。

(議事終了)